

千代田町教育大綱



平成28年8月

千代田町

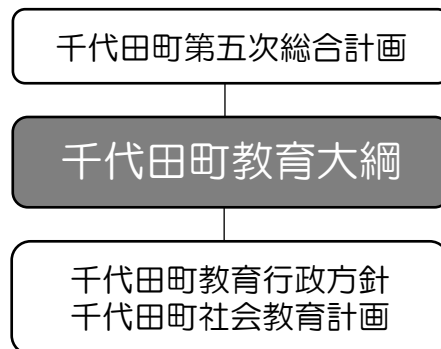
1 教育大綱策定の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づいて、町長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じて、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。

2 教育大綱の位置づけ

「千代田町教育大綱」は、「千代田町第五次総合計画（以下「総合計画」といいます。）」を上位計画とし、総合計画で掲げられた町の将来像である「人と自然がふれあう 元気で豊かなまち ちよだ」を実現するため、まちづくりの施策の柱のひとつである「健やかに子どもが育ち学び続けたいくなるまちづくり」を基本目標とし、千代田町の教育の新たな指針として策定しました。

また、本町の教育行政の具体的な施策を掲げている「千代田町教育行政方針」及び「千代田町社会教育計画」の理念を継承し、教育行政の継続性と整合性を図っています。



3 教育大綱の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

4 教育大綱

基本目標

「健やかに子どもが育ち学び続けたいくなるまちづくり」

基本理念

千代田町は、優れた知力と豊かな人間性を持ち、心身ともにたくましく、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成することを目指して、教育行政を推進します。

そのため、学校が創意工夫を生かした教育を展開し、特色ある学校づくりが出来るよう教育環境を整え、子どもたちに自ら学び、自ら考える力をはぐくむ教育を推進します。

また、生涯にわたって学習できる社会を構築するため、学校・家庭・地域社会の連携をより一層図るとともに、社会の変化に主体的に対応できる力を育成する教育を推進します。

そして、自然や郷土を愛し、文化や伝統を尊重し、「人にやさしい美しいまち千代田町」を担う人づくりの具現化にせまります。

基本方針

1 「生きる力」をはぐくむ学校教育の充実

- 個性と創造力を伸ばし、生きる力と豊かな心、健康や体力に満ちた子どもたちの育成を図ります。
- 幼稚園・学校、家庭、地域社会との連携を深め、特色ある幼稚園・学校づくりを推進します。

2 共に学びあう生涯学習社会の構築

- 社会教育施設を拠点とした学習を推進し、生涯学習社会の実現に向け、学習環境の整備・充実を図ります。
- 図書館の充実を図り、身近な図書館づくりに努めます。

3 時代に対応する社会教育の推進

- 学校、家庭、地域社会が一体となった社会教育を推進します。
- 家庭教育・青少年教育の向上、少子高齢化社会や男女共同参画社会の形成に向けた学習と社会参加を支援します。

4 明日を担うたくましい青少年の育成

- 家庭・地域との連携を図り、世代間交流や自然体験活動、ボランティア活動を通して、未来を担う*人財の育成や創造性豊かな人づくりに努めます。
- 国際的な広い視野を持ち、国際社会で活躍できる*人財の育成に努めます。

*人財

熱意や技能を有し、まちづくりを支える原動力の基となる町民や役職員等全ての人々を本町では「人財」という表記を使用しています。

5 地域に根ざした文化活動の振興

- 地域固有の文化と資源を最大限に活用し、町民の文化的活動を支援します。
- 優れた芸術や文化の創造・発展を目指し、個性豊かな特色ある文化の振興に努めます。
- 文化財の保護・伝承に努め、文化の薫るまちづくりを推進します。

6 生涯スポーツの振興

- 町民一人一人が、スポーツを楽しみ、健康で明るい生活が送れるよう、生涯スポーツを推進します。
- スポーツを通じた世代間の交流を図ります。